

京 都 大 学 楽 友 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(開館日)</p> <p>第5条 楽友会館は、次の各号に掲げる休館日を除き、毎日開館する。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月3日まで</p> <p>(4) 6月18日（創立記念日）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、臨時に休館又は開館することがある。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(開館日)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>(1) <u>日曜日及び月曜日</u></p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>8月第3週の火曜日及び水曜日</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年3月1日から施行する。</p>